

## 愛媛あかね和牛県内PR事業委託業務仕様書

### 1 業務の内容

#### (1) 業務名

愛媛あかね和牛県内PR事業委託業務

#### (2) 業務の目的

愛媛県開発の赤身と脂肪のバランスが良い黒毛和牛「愛媛あかね和牛」の県内におけるさらなるブランド力強化・認知向上を目的とし、PR事業を実施する。

### 2 事業費(委託料)上限額

1,231,200円(消費税及び地方消費税額を含む)

なお、業務遂行する上で必要なサンプル代等を含む

### 3 委託期間

契約締結の日から平成30年2月28日まで

※提案により、最終期限を前倒しすることは差し支えない

### 4 業務内容

本業務の受託者は、以下の内容に従って業務を遂行する。ただし、具体的な実施内容については、5の「事業計画書」において定めるものとする。

<業務内容について>

#### ① 愛媛あかね和牛の県内レストランフェア

県内4店舗以上(東予1店舗以上、中予2店舗以上、南予1店舗以上)のレストランにおいて、愛媛あかね和牛のフェアを実施すること(ジャンル・期間は任意)。

#### ② 広告媒体等を通じた県内PR

県内における愛媛あかね和牛のブランド力強化・認知度向上のため、広告媒体等(雑誌またはテレビ等)を通じたPRを実施すること。なお、媒体には上記①のレストランフェアに関する情報を含むこと。

※愛媛あかね和牛は、頭数が少なく、希少な牛であることからそのことを考慮に入れた内容とすること。確保できない場合は別途協議することとする。

※業務予定者となった後の協議の際、提案内容(レストランフェア及び広告媒体等の内容・実施時期等)を一部変更する場合がある。

### 5 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事

業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

## 6 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

## 7 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

受託者は、本業務で制作した作品の著作権及び使用权は、原則として、愛媛県に帰属する。

### (2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県への了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 8 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年10月16日愛媛県条例41号)に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は愛媛県に協議することとする。

## 9 その他

業務の実施にあたっては愛媛県と協議を重ねながら実施するものである。